

宇 個 審 答 申 第 2 1 号
平 成 2 7 年 2 月 9 日

宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会
会 長 松 岡 久 和

宇治市個人情報保護条例第40条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年9月19日付け、26宇市民第300号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

個人情報部分開示決定（開示請求に係る個人情報の内容：異議申立人に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書）に係る異議申立てについての諮問

答 申

第 1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 9 月 5 日に行った部分開示決定において不開示とした部分のうち、依頼者の氏名については、開示すべきである。

第 2 異議申立ての経過

1 個人情報開示請求書の提出及びその受理

平成 26 年 9 月 5 日、異議申立人は、宇治市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対し、「私の戸籍等の不正取得に使用された職務上請求書」を請求の内容とする個人情報開示請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 異議申立人の個人情報開示請求内容に該当する個人情報の特定

平成 26 年 9 月 5 日、実施機関は請求内容に該当する個人情報を「異議申立人に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「本件文書」という。）に記載された事項であると特定した。

3 実施機関の決定及び異議申立人への通知

平成 26 年 9 月 5 日、本件文書に記録されているものの一部が条例第 15 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当するとして、条例第 19 条第 1 項の規定により、個人情報部分開示決定を行い、同日付けでこれを通知した。

4 異議の申立て

平成 26 年 9 月 8 日、異議申立人は、当該個人情報部分開示決定のうち本件文書の依頼者の氏名又は名称の欄に記載された部分を開示しないこととした決定（以下「本件処分」という。）を不服として、異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 異議申立人の主張

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 私事で法的問題があったため、戸籍謄本等の請求が必ずしも不正だとは考えられない。依頼者の氏名が開示されることにより不正な請求か、正当な請求かが分かる。不正な請求により取得されたということなら、今後、不自然なことが生じれば、不正に取得された戸籍謄本等が原因かもしれないと気を付けることができる。正当な請求により取得されたということなら、安心できる。

(2) 私の戸籍謄本等が不正に取得されたことについて、依頼者の個人情報を守るため、依頼者の氏名を開示しないというのは理解できない。

(3) 依頼者の氏名が開示されたところで私が依頼者の特定に至ることはありえない。

(4) 市民が最も信頼している市役所から戸籍謄本等が不正に流出したことは残念である。

3 補佐人の主張

補佐人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、戸籍謄本等が不正に流出したと知ったときから不安な思いをしてきている。その不安が解消できないのか。

(2) 加害的な人まで個人情報保護されることに納得いかない。こちらが被害を被っているのだから氏名ぐらい知らせてほしい。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

1 条例第15条第2号の該当性について

(1) 条例第15条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて不開示情報としている。

依頼者の氏名が、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。次に、依頼者の氏名が通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるかについては、以下のように考える。

ア 弁護士、司法書士等が戸籍謄本等を請求する目的は、訴訟等の準備行為としての資料収集のため、仮差押え等により権利を保全するため、遺言書を作成するため等であり、これらの目的を達するためには、依頼者が紛争相手方や親族に知られることなく密行性を保持しつつ遂行されることが必要である。弁護士、司法書士等への依頼者も同様の立場であり、隠密に遂行されることを期待し、自らの与り知らぬところで公にされたくないと思望するものである。

イ 本件決定に係る職務上請求書は、一連の不正請求事案の確定判決により不正に使用された蓋然性が高いものであり、職務上請求書に基づき戸籍謄本等を取得したことについては、不正取得であると判断している。職務上請求書が不正に使用された蓋然性が高いものであることから、職務上請求書に記載された依頼者の氏名等については虚偽の記載がなされていることが推測される。よって、戸籍謄本等の不正取得者である司法書士と依頼者の間には委任受任の関係はなく、依頼者の氏名の欄には、本件不正取得に関与しない者の氏名が記載されていると考えることが相当である。不正取得に関与しない者は、自らが不正に関与しているかのように受け取られるおそれがあるから、その氏名を通常他人に知られたくないと思望し、そのように望むことは正当であると認められる。

(2) 条例第15条第2号にはただし書があるが、弁護士、司法書士等への依頼案件の全てが裁判上の紛争となるわけでもなく、裁判上の紛争になる準備段階において、いずれ知り得ることとなると断じて、法令等の規定により又は慣行として知ることができるとはいえない、また、異議申立人の生命、健康、生活又は財産を脅かすとまで断定できない、さらに、公務員等の職及び職務遂行の内容に該当しないことから、開示する必要はない。

(3) 依頼者の氏名の欄に記載された氏名は、実在する人物の氏名であるか作り上げた架空の人物の氏名であるかの判断ができない。他の市町村における不正取得の事案であるが、依頼者の氏名の欄に実在する人物の氏名が記載されていた事案があった。その事案を踏まえると、実在する人物の氏名が記載されている可能性が否定できない。実在する人物の氏名が記載されているとすれば、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり開示することはできない。また、依頼者の氏名の欄に記載された氏名と同姓同名の者が、偶然、異議申立人の近隣に現住している場合、開示することが悪影響を及ぼすこととなる。

2 他市町村における同様事例への対応について

京都南部12市町村で構成する城南戸籍住民登録事務協議会において、統一した考えのもと、各市町村が同じ内容の不正取得に係る要領を制定している。不正取得に係る開示請求については、少なくとも12市町村が同様の取扱いをしている。

第5 当審議会の判断

当審議会は、本件文書の内容を見分した上で、異議申立人及び補佐人の主張の内容並びに実施機関の主張の内容に基づき、本件処分の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となった個人情報は、「異議申立人に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」に記載された事項である。

2 本件文書による戸籍謄本等の請求の正当性について

当審議会には特段捜査権限が付与されているわけでもなく、本件文書による戸籍謄本等の請求が、戸籍法及び住民基本台帳法が予定しているところの正当な請求であるのか、または、不正な請求であるのかについて断定することは困難である。しかし、京都地方法務局宇治支局長が発した戸籍謄本等職務上請求書の偽造についての事務連絡及び本件文書により戸籍謄本等を請求した司法書士に関する一連の刑事裁判の判決文を踏まえて検討すると、本件文書による戸籍謄本等の請求は不正請求である蓋然性が高いと考える。

よって、以下について不正請求であることを前提として検討することとする。

3 条例第15条第2号の該当性について

(1) 条例第15条第2号本文は「開示請求者（前条第2項の規定により未成年者

又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人。第4号及び第22条において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。これは条例において、個人情報保護に関し、いわゆるプライバシー保護型を採用していることを示している。つまり、不開示情報に該当するには、特定の個人を識別することができるものであるだけでは足りず、その中でも通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることが必要となる。この点、個人情報であることのみをもって不開示とし、個人情報保護する、いわゆる個人識別型とは異なる。以上を踏まえ、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるかどうかについて検討する。

- (2) まず、本件文書による戸籍謄本等の請求は不正請求であることから、本件文書に係る依頼者として記載された者が実在しない架空の人物であることが考えられる。この場合、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるかどうかを検討する前に、そもそも、そう望むであろう人物が存在しないことから、不開示情報として保護する必要がない。
- (3) 次に、確率としては低いが、依頼者として記載された者が実在する人物であることも考えられないわけではない。この場合、実施機関は、司法書士と依頼者の間には委任受任の関係はなく、依頼者の氏名の欄には、本件不正取得に関与しない者の氏名が記載されていると考えられ、不正取得に関与しない者は、自らが不正に関与しているかのように受け取られるおそれがあるから、その氏名を通常他人に知られたくないと望み、そのように望むことは正当であると認められる、と主張する。確かに、依頼者として記載された者は、本件不正請求に関与していないにもかかわらず、その氏名が開示されると、あたかも本件不正請求を依頼するなど不正に加担したかのような誤解を招くおそれがあるから、自らの氏名を他人に知られたくないと望むとも考えられる。しかしながら、氏名のみしか記載がないから、依頼者として記載された者が異議申立人にとって見ず知らずの人物であれば、実在しない架空の人物と変わらない。依頼者として記載された者が異議申立人の知っている人物であっても、依頼者として記載された者は氏名を無断で使われた不正請求の被害者であり、不正に加担している可能性はきわめて低いという説明を開示の際に加えることにより、誤解を招くおそれを除くことができる。したがって、本件のような不正請求に依頼者として記載された者がその氏名を通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる、とはいえない。
- (4) 以上のとおり、依頼者として記載された者が実在しない架空の人物である場

合、実在する人物である場合、それぞれについて検討したが、いずれの場合においても、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められない。

よって、本件文書に記載された依頼者として記載された者の氏名は、条例第15条第2号に該当しない。

4 補足意見

なお、本件について当審議会として以下の意見を付け加える。

当審議会は、上述のとおり、依頼者として記載された者の氏名は開示すべきであると考えますが、依頼者として記載された者は本件にほぼ関与しない者である。しかし、依頼者として記載された者は異議申立人の知人である可能性もないとはいえない。したがって、異議申立人の知人が本件に関与していないにも関わらず、あたかもその知人が不正請求に加担したかのような誤解を生む可能性がある。本答申を踏まえ、実施機関が本件処分を変更し、依頼者の氏名又は名称の部分を開示すると決定するならば、その開示に当たり、実施機関及び当審議会事務局は、異議申立人に対しそのような誤解を生むことのないよう、行政の専門用語によらず、わかりやすく丁寧に説明した上で開示することを望む。また今後の同様事案においても誤解を生むことのないようにされたい。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件異議申立ての経過

| 年月日 | 経過 |
|-------------|---------------------------|
| 平成26年 9月 5日 | 個人情報開示請求 |
| | 個人情報部分開示決定 |
| 平成26年 9月 8日 | 個人情報部分開示決定に対する異議申立て |
| 平成26年 9月19日 | 個人情報保護審議会諮問（平成26年度第2回審議会） |
| 平成26年11月18日 | 実施機関から意見書收受 |
| 平成26年11月21日 | 審議（平成26年度第3回審議会） |
| 平成26年12月 5日 | 異議申立人から意見聴取（平成26年度第4回審議会） |
| | 実施機関から意見聴取（平成26年度第4回審議会） |
| | 審議（平成26年度第4回審議会） |
| 平成27年 2月 2日 | 審議（平成26年度第5回審議会） |
| 平成27年 2月 9日 | 答申 |